

## 『三百六十番歌合』再考

田 仲 洋 己

『三百六十番歌合』は、後鳥羽院を筆頭に俗人男子・僧侶・女性に亘る三十六人の当代歌人を選抜し、各作者の歌数にかなりの幅を持たせながら選んだ計七百二十首を歌合形式で組織した秀歌撰である。収載歌数最多は後鳥羽院・九条良経・慈円・藤原俊成・式子内親王の各三十九首、最低は三宮惟明親王等四名の各五首である。春夏秋冬雑の五部に分かれ、結番や配列には作者の社会的地位の高下や詠歌の素材・景物・表現等を視野に入れてのこまやかな配慮が窺われる。建永元年（一一〇六）九月十三日書写の奥書を持つ天理図書館蔵世尊寺伊経筆本が善本として知られ<sup>(1)</sup>、『新編国歌大観』の底本ともされている。歌人別に総歌数及び部立毎の収載歌数と結番の相手を記した目録を備え、漢文の序を持っているが、序の末尾に「聖曆庚申涼秋己酉」に記したという文言が見えるところから、干支が一致する正治二年（一一一〇）八月二十六日に一応の成立を見たと考えられている。

本書の撰者について論じた主要な先行研究としては、以下の論がある。峯村文人氏は選歌資料の検討を踏まえて九条良経を有力視され<sup>(2)</sup>、

谷山茂氏は本書成立の日付を重視して歌壇情勢との関わりから六条藤家歌人の関与を想定されている<sup>(3)</sup>。また、楠橋開氏は、作者目録の記載と歌合本文の結番・配列との間の食い違いに着目して覚盛撰者説を提唱されている<sup>(4)</sup>。稿者も楠橋氏の推論には相応の合理性があると判断して、以前の拙論において覚盛撰者説を支持した<sup>(5)</sup>。

これに対して、大野順子氏は拙論発表以前に藤原俊成撰者説を提唱されていたが<sup>(6)</sup>、近年発表された御論において、五味文彦氏の説<sup>(7)</sup>を支持する形で後鳥羽院が本歌合の撰者である可能性を検討されている<sup>(8)</sup>。本稿では以前の拙論を踏まえつつ、後鳥羽院撰者説の妥当性についてまず考え、その上で、本書の成立と撰者の問題について現時点におけるあらためての見通しを申し述べたい。

### 二

まず、楠橋氏の論をなぞり返すような形にはなるが、目録と歌合本文とを対照しての、その考察の手順の妥当性について考えてみたい。

天理本の目録は、各作者別に総歌数・部立別の歌数・結番相手を順

に示す。結番相手の記載の順序については、その相手との組合せが最初に出現する順番に拠っている。つまり、各々の作者ごとに、当該の作者が登場する番を順に追いつつ、その結番の相手を出現順にメモして行くという手順で記載されて行ったものと推量される。さらに、二番以上の組合せが見られる相手については、その番数を取ったと思しい点が付されている。但し、目録作成の作業には幾らかのミスがあるようで、同一の結番相手を重複して記載している例が認められるが、これは、以前に同一の組合せがあったことを忘れて、当該の組合せが再び出現した際にそのままその位置で結番相手を記載してしまったことによるものと推測される。そのうちの幾つかについては擦り消しや見せケチなどの補正が為されているが、そのまま放置されてしまっている例も見られる。また、脱落した結番相手の名前を補入しているケースや、結番数を示す数取りの点についても歌合本文との間に食い違いが見られる場合があり、この目録の作成がどこまで厳密な意図を持って為されたものであるのか否かについては少々留保が残る。しかしながら、この目録の記載と歌合本文を対照してみると、単なる目録作成手続のミスとは思われぬ、無視できぬ異同を見出すことができる。

それは、歌合本文に基づいて目録を作成したならば、目録のこの位置にこの結番相手の名前が当然出て来るはずのところ、その位置に当該の結番相手の名前がなく、別の歌人の名前が記載されているといった事例が見られることである。分かりやすい事例として、越前についての目録と歌合本文の食い違いについて説明したい。

目録 越前九首 院女房

春二―夏一―秋二―冬二―雑二―  
 定家 (内大臣) 覚盛 讃岐 権大納言 太皇太后宮大夫  
 顕昭 権中納言<sup>公</sup> 宮内卿  
 実際の結番【9首】〔春2首・夏1首・秋2首・冬2首・雑2首〕

↓定家(春四番左)、↓通親(春四十八番左)、↓讃岐(夏三十九番右)、↓忠良(秋三十一番左、冬十九番左)、↓季能(秋六十四番左)、↓顕昭(冬五十二番左)、↓公継(雑五番左)、↓宮内卿(雑六十九番左)

右に掲げたのは越前についての天理本目録の記事と歌合本文における実際の結番状況であるが、歌合本文においては、越前と覚盛との組合せは見出されない。歌合本文において目録の覚盛の位置に相当するのは、春四十八番左を占める源通親の歌である。つまり、天理本目録作成の基となった歌合本文においては、春部の四十八番は覚盛と越前との組合せであったものが、目録作成後に通親と越前との組合せに差し替えられたものと推定されるのである。その後、目録と歌合本文の照合を行なった何者かが、その食い違いに気付き、「内大臣(通親)」を当該位置に補ったのであろう。同様の事例は、三宮惟明親王の目録についても見られる。

目録 三宮五首 惟明親王 御改名守成順徳  
 春一首 夏一―冬二―雑一―  
 権大納言 小侍従 前斎院 覚盛 前宮内卿 (内大臣)  
 実際の結番【5首】〔春1首・夏1首・冬2首・雑1首〕

↓忠良(春十七番右)、↓小侍従(夏三十四番右)、↓式子内親王(冬

四番右)、↓通親(冬六十五番右)、↓季経(雑六十三番右)

右に掲げた天理本目録では覚盛の名があるが、歌合本文には惟明と覚盛との組合せは見出されず、当該の位置に相当して、惟明と通親の結番(冬六十五番)が存在する。これも目録作成後に、歌合本文における覚盛歌から通親歌への差替えが行なわれ、目録はその結果を反映しないままになっているものと思われる。その後、その食い違いに気付いた何人かが、目録の末尾に「内大臣」を補ったのであろう。

類似した事例として、藤原家隆の目録を取り上げてみる。

目録 家隆朝臣三十五首

春八 — 夏五 — 秋六 — 冬九 — 雑七 —

権大納言 丹後 小侍従 隆信 内大臣 顕昭 権中納言

定家 前齋院 有家 入道左大臣 丹後 雅経 左大臣

前宮内卿 御製 前中納言 釈阿 寂蓮 鴨長明 覚盛

太皇太后宮大夫 宮内卿

実際の結番【35首】〔春8首・夏5首・秋6首・冬9首・雑7首〕

↓忠良(春七番左、秋五十八番左)、↓丹後(春十五番右、夏

五十七番右)、↓小侍従(春二十四番右)、↓隆信(春二十八番

左、冬四十三番左、雑五十五番左)、↓通親(春二十九番左、夏

三十三番左、雑二十三番左)、↓顕昭(春三十三番右)、↓公

継(春三十八番左)、↓定家(春四十五番左、雑十八番左)、↓

式子内親王(夏二十四番右、秋四十九番右、冬二十三番右、冬

五十九番右)、↓有家(夏三十八番左、秋六番左、秋二十六番左)、

↓実房(夏五十四番右)、↓雅経(秋二十八番右)、↓良経(秋

五十七番左)、↓季経(冬十六番左)、↓後鳥羽院(冬二十六番左)、

↓隆房(冬四十四番左、雑四十五番左)、↓俊成(冬四十七番右、

雑二十番右)、↓寂蓮(冬五十六番右)、↓長明(冬六十七番右)、

↓季能(雑四十八番左)、↓宮内卿(雑六十番右)

家隆の目録には、通親・覚盛のいずれもが結番相手として掲げられているが、歌合本文には家隆と覚盛との組合せは見出されない。また、目録に付された点によれば、家隆と通親との組合せは二組あったことになるが、現存の歌合本文では三組が存在する。目録における覚盛の名前の出現位置は、長明との番である冬部の六十七番以降、季能(＝太皇太后宮大夫)との番である雑部の四十八番以前に相当し、現存本において三首目の通親歌が配されている位置に対応する。つまり、雑部二十三番の通親・家隆の組合せは、目録作成時には家隆と覚盛の組合せであったと推論されるのである。

さらに、藤原実房の目録について考えてみる。

目録 入道左大臣十六首 法名静空

春二 — 夏三 — 秋四 — 冬四 — 雑三 —

前齋院 御製 丹後 家隆 (覚盛) 有家 太皇太后宮大

夫 内大臣 左大臣 釈阿 前齋院 天台座主 寂蓮 権

中納言<sup>兼</sup>

実際の結番【16首】〔春2首・夏3首・秋4首・冬4首・雑3首〕

↓式子内親王(春三十五番右、冬二十七番右)、↓後鳥羽院(春

六十三番左)、↓丹後(夏十六番右)、↓家隆(夏五十四番左)、

↓通親(夏六十四番左、秋五十二番左、秋六十一番左)、↓有家(秋

三十三番左)、↓季能(秋六十番左)、↓良経(冬三番左)、↓俊成(冬十八番左)、↓慈円(冬三十七番左、雑三十六番左)、↓寂蓮(雑八番右)、↓兼宗(雑五十四番左)

実房の目録にも通親・覚盛両者の名が見えるが、歌合本文には実房と覚盛との組合せは見出されず、実房と通親との組合せが三組存在する。目録の配列から考えるとその初出は、季能(＝太皇太后宮大夫)との番である秋部の六十番以降かつ良経(＝左大臣)との番である冬部の三番以前の位置になるはずである。これに相当する現存本の実房・通親の番は秋部六十一番であるが、この組合せの実際の初出は夏部六十四番になる。この位置に通親歌があった場合、目録においては家隆(夏五十四番)と有家(秋三十三番)との間に「内大臣」が出現するはずである。ところが、目録のその位置には覚盛の名前があり、しかもその組合せが二番あったことが数取りの点によって示されている。つまり、夏部の六十四番と秋部の五十二番については、当初の歌合本文では実房と覚盛の組合せであったが、目録作成後に実房と通親の組合せに差し替えられたと考えられるのである。なお、目録における覚盛の名は後補されているが、この問題については後述する。

楠橋氏は、同様の経緯を辿って覚盛歌から通親歌に差し替えられた箇所が、計十三例あると推論されている<sup>10)</sup>。紙幅の都合もあって、全ての事例について逐一検討することはできないが、これまで見て来たように、この推論が成立する蓋然性は高く、目録作成時の歌合本文では、覚盛歌が現状よりも十三首多く計二十三首、通親歌が逆に現存本の歌数よりも十三首少なく収められていたと判断されるのである。楠橋氏

は九条兼実と通親の歌の間にも同様の差し替えがあったことを推論されており、それを加味するならば、当初の通親歌は、定家の歌が誤認されているものを含めて計十六首が取られていて、それが三十一首にほぼ倍増したことになる。また、兼実の歌については、小侍従の歌との差し替えもあり、当初の計三十六首が三十三首になったと推測されている。その上で楠橋氏は、このような大幅な差し替えを行なうことが可能なのは、その一方の当事者であって、歌数を大きく減らされた覚盛その人である可能性が高いとして、覚盛撰者説を提唱されるのであるが、これは『治承三十六人歌合』の撰者を覚盛とする見方ともよく符合し、相当の合理性を有する説であると考えられるのである。

ところで、大野順子氏も前掲の論文において、この楠橋氏の考察の手順を検証されているのであるが<sup>11)</sup>、その端緒として、夏部の六番を取り上げて楠橋氏の論証の妥当性を吟味されている。もっとも、大野氏は当該の番について、「楠橋氏は、小侍従歌の目録に結番の相手として覚盛の名が見えるにもかかわらず歌合本文には小侍従と覚盛の組み合わせがないことから、覚盛歌の代わりに通親歌が切り入れられたと考えていたと思われる」と述べられているのであるが、楠橋氏の両論において「覚盛の歌を除き通親の歌を加えたもの」として挙げられている全十三例の中には、夏部六番は含まれていない。したがって、当該の番を対象として楠橋氏の考証の手順を批判することに十分な意味があるとも言い難いところであるが、以下に述べるようなやや錯雑した事情があるので、簡単に検討したい。左に夏部五番・六番の本文及び関連する作者についての天理本目録の記事と実際の結番状況を掲げる。

五番 左 内大臣

ちはやぶる賀茂の瑞垣年を経て幾世の今日にあふひなるらむ

右 小侍従

如何なればそのかみ山の葵草年は経れども双葉なるらむ

六番 左 定家朝臣

日影さす卯の花山の小忌衣誰脱ぎ掛けて神まつるらむ

右 覚盛

忘れては雪と月とにまがへけり卯の花山の曙の空

《小侍従の目録と実際の結番》

目録 小侍従十八首 後白川院女房

春四 — 夏四 — 秋一 — 冬四 — 雑五 —

内大臣 家隆 左大臣 定家 覚盛 三宮 隆信 仁和寺

宮 権大納言 太皇太后宮大夫 前関白 生蓮 顕昭 祐

盛 権大納言

実際の結番 【18首】〔春4首・夏4首・秋1首・冬4首・雑5首〕

↓通親（春十四番左、★夏五番左〔左歌の実際の作者は定家〕、

冬七十番左、雑二十六番左）、↓家隆（春二十四番左）、↓良経

（春四十一番左）、↓定家（春四十三番左）、↓覚盛（◆夏六番右

〔左歌の作者表記は定家〕、↓忠良（夏十四番右、冬七番左、雑

六十五番左）、↓惟明親王（夏三十四番左）、↓隆信（夏五十一

番左）、↓守覚法親王（秋五十一番左）、↓季能（冬五十一番左）、

↓兼実（冬六十九番左）、↓師光（雑三十五番左）、↓顕昭（雑

四十一番左）、↓祐盛（雑四十三番左）、

《藤原定家の目録と実際の結番》

目録 定家朝臣三十五首

春八 — 夏十一 — 秋八 — 冬三 — 雑六 —

越前 前斎院 有家 権中納言<sup>公</sup> 小侍従 左大臣 家隆

正三位 祐盛 前関白 天台座主 寂蓮 隆信 入道右兵

衛督 覚盛 宮内卿 雅経（内大臣）

実際の結番 【35首】〔春8首・夏10首・秋8首・冬3首・雑6首〕

↓越前（春四番右）、↓式子内親王（春十八番右、夏二十九番右、

秋九番右、秋六十八番右）、↓有家（春二十七番左）、↓公繼（春

三十二番左、雑三十番左）、↓小侍従（春四十三番右、★夏五番

右〔左歌の作者表記は通親〕、↓良経（春四十四番左、秋四十番左、

秋六十六番左、冬五十四番左）、↓家隆（春四十五番右、雑十八

番右）↓経家（春六十七番左、夏四番左、雑四番左）、↓祐盛（夏

三番右、雑九番右）、↓覚盛（◆夏六番右〔左歌の実際の作者は

小侍従〕、↓兼実（夏九番左、秋十六番左、秋四十三番左、雑

二番左）、↓慈円（夏二十三番右、夏六十番右、冬九番右）、↓

寂蓮（夏三十七番右、冬三十一番右）、↓隆信（夏四十六番左）、

↓惟方（夏七十番右）、↓通親（秋四十二番左）、↓宮内卿（秋

四十四番右）、↓雅経（雑十番右）、

《覚盛の目録と実際の結番》

目録 覚盛十首

春三 — 夏二 — 秋一 — 冬二 — 雑二 —

仁和寺宮 前関白（定家朝臣） 権大納言 権中納言 寂



蓮 小侍従 前宮内卿 太皇太后宮大夫

実際の結番【10首】〔春3首・夏2首・秋1首・冬2首・雑2首〕

↓寂蓮（春五十三番右、春七十一番左、↓忠良（春六十番左、冬

五番左）、↓定家（◆夏六番左〔左歌の実際の作者は小侍従〕、

↓兼実（夏六十九番左）、↓兼宗（秋六十七番左）、↓季能（冬

三十番左）、↓守覚法親王（雑六十六番左）、↓季経（雑六十八番左）、

大野氏も指摘される通り、夏部六番左歌はそもそも小侍従の『正治初度百首』詠で、『三百六十番歌合』の本文が作者を定家とするのは誤りである。小侍従の目録には覚盛の名が出て来るが、その掲載位置は、当該の夏部六番左歌を小侍従歌と認識した場合と合致する。大野氏はこれを、歌の本来の作者に従って目録が作成された結果として理解されている。他方、定家の目録にも覚盛の名が見えるものの、その掲載位置は当該の夏部六番が収まるべき所には相当せず、通親歌との差し替えが想定される別の場所に覚盛の名が記されている。つまり、定家の目録から見ても、目録の作成者は夏六番左歌の作者が定家であると認識していなかったことになる。なお、覚盛と通親の目録については、他の作者の目録とは異なり、基本的に目録の序列に従う形で結番相手が並ぶが、覚盛の目録の中に定家の名が書き加えられているのは、歌合本文の作者表記に従って後補されたと考えてよいであろう。なお、直前の夏部五番左歌についても、実際には定家の作であるものを通親の歌として取り扱うという錯誤が生じている<sup>12)</sup>。現存する目録の記事からは、目録作成者が当該の夏部五番左歌の作者をどのように認識していたのかという事は掴めないが、同一歌人の作が連続する当該

箇所之歌の配列と作者差し替えの操作が相俟って、何らかの混乱が生じている可能性も否定できないであろう。

このように、選入歌の実際の作者と歌合本文における作者表記が相違している事例は、他にも若干数存在する。その中には、夏部六番と同様、当該歌の本来の作者に則って目録が作成されている事例を見出すことができる。紙幅の都合で資料を掲げての検討は差し控えるが、既に楠橋氏が指摘されている如く、秋部二十九番右歌の作者は、歌合本文では丹後と記されているもの、実際には讃岐の作である。讃岐の目録においては、結番相手の並び順からは判断しないものの、総歌数を「十三首」、秋部の歌数を「二首」とするところから考えて、当初の目録作成に際しては当該歌を讃岐作として扱っているものと推測される。讃岐の目録の総歌数に「十二歌」、秋部の歌数に「一歌」と傍記されているのは、歌合本文の作者表記に従って計上した数を後人が記入したものである。丹後の目録についても、総歌数と秋部の歌数から見て、同様の扱いが為されているものと判断される。但し、結番相手（秋部二十九番左歌作者）である式子内親王の目録においては、丹後の並び順に不審が残るとともに、目録からだけでは当該歌を讃岐の作と認識していたか否かは判断としない。また、大野氏に取り上げている秋部六十二番右歌については、歌合本文の作者表記では「生蓮（師光）」となっているものの、群書類従本系・寿永百首家集系双方の『隆信集』に収められているところから、実際には隆信の作ではないかと思われる。しかしながら、目録におけるその扱いからすると、当該歌は飽くまでも師光の作としてカウントされていると推測される。言い

換えるならば、目録作成者は各歌の作者を他資料と一々突き合せて厳密に確認、考証しているわけではなく、自身が気付いた範囲で本来の作者に帰属させて処理していると推察されるのである。

そこであらためて小侍従の目録について考えてみたい。先ほども述べた如く、目録は、夏部六番左歌の作者を歌合本文が記す定家ではなく実際の作者である小侍従の歌として取り扱っていると推論されるが、そのことを前提とした上でこれまでと同様の手順によって目録と歌合本文を突き合せると、藤原忠良（＝権大納言）の記載の順序について、目録と歌合本文との間に齟齬が見出される。歌合本文における小侍従と忠良との番は夏部十四番が初出であるが、小侍従の目録ではこの位置に忠良の名は見えず、忠良・小侍従の同じ組合せが二番目に出現する冬部七番に相当する位置に記載され、さらに、三組目の雑部六十五番に相当する位置に重複して登場する。つまり、目録が作成された時点では夏部十四番は小侍従・忠良の組合せではなかったと推定されるのであるが、さらに忠良の目録及び兼実の目録とも照合すると、既に楠橋氏が説かれている如く、夏部十四番左歌はもとと九条兼実歌であったと推測されるのである。

《藤原忠良の目録と実際の結番》

目録 権大納言<sup>二</sup>二十三首

春九首 夏八 秋五 冬八 雑三

家隆 前中納言 天台座主 三宮 雅経 覚盛 御製 大

宮大夫 有家 前関白 左大臣 积阿 顕昭 隆信 仁和

寺宮 前斎院 越前 家隆 小侍従 祐盛

実際の結番【33首】〔春9首・夏8首・秋5首・冬8首・雑3首〕

↓家隆（春七番右、秋五十八番右）、↓隆房（春十番右、秋五十番右、雑三番右）、↓慈円（春十三番右、春十九番右、秋四番右、冬五十八番右）、↓惟明親王（春十七番左）、↓雅経（春三十四番右）、↓覚盛（春六十番右、冬五番右）、↓後鳥羽院（春六十五番左）、↓季能（春六十八番右）、↓有家（夏七番右、冬四十九番右）、↓小侍従（夏十四番左、冬七番右、雑六十五番右）、↓良経（夏二十六番左、冬五十七番左）、↓俊成（夏三十二番右、冬三十二番右）、↓顕昭（夏五十九番右）、↓隆信（夏六十一番右）、↓守覚法親王（夏七十一番右、秋十三番右）、↓式子内親王（夏七十二番右）、↓越前（秋三十一番右、冬十九番右）、↓祐盛（冬五十三番右）、↓兼実（雑二十二番左）

《九条兼実の目録と実際の結番》

目録 前関白<sup>四</sup>三十六首

春六首 夏八 秋七 冬五 雑十

前斎院 隆信 寂蓮 仁和寺宮 御製 定家 権大納言

积阿 仁和寺宮 顕昭 覚盛 権中納言<sup>六</sup> 定家 有家 讚

岐 天台座主 小侍従 丹後

実際の結番【33首】〔春6首・夏7首・秋7首・冬5首・雑8首〕

↓式子内親王（春二番右、春二十三番右）、↓隆信（春五番右、秋五十四番右、雑二十八番右）、↓寂蓮（春九番右、雑二十四番右）、↓守覚法親王（春二十一番右、夏四十番右、冬七十一番右）、↓後鳥羽院（春五十六番左、夏十一番左、夏十三番左、雑一番左、

雑十九番左)、↓定家(夏九番右、秋十六番右、秋四十三番右、  
雑二番右)、↓俊成(夏三十六番右、冬六十番右、雑二十五番  
右)、↓顕昭(夏四十二番右、秋二十番右)、↓覚盛(夏六十九  
番右)、↓公継(秋十四番右)、↓有家(秋十九番右、冬六十二  
番右)、↓讃岐(秋四十六番右)、↓慈円(冬十番右)、↓小侍従(冬  
六十九番右)、↓丹後(雑十一番右)、↓忠良(雑二十二番右)

前掲諸例と同様の推論を経て、結局、夏部十四番については、当初  
は左方兼実・右方忠良の組合せであったと判断されるのであるが、現  
存の天理本目録はこの時点での結番を反映しているが故に、兼実の目  
録における忠良の出現位置と、忠良の目録における兼実の出現位置が、  
現行の歌合本文とは異なったものになっている。その後、夏部十四番  
の左方は、現存本に見られるように小侍従歌に差し替えられたと推測  
される。当該の番の左右の作者が、本歌合における左方・右方の配置  
の原則と逆転しているのも<sup>14)</sup>、このような差し替えが齎した現象と考  
えられるのである。

なお、天理本目録の作成過程については、楠橋氏が言及されていない  
ところで、いろいろと判然としない部分がある。例えば、先に揭示した  
藤原実房の目録において、覚盛の名は後補の形で家隆と有家の間の位置  
に追記されている。実房の目録における「内大臣(≡通親)」の出現位  
置から考えて、覚盛歌と通親歌との間に前述のような差し替えが生じた  
ことは確かかと思われるが、目録の当初の作成段階で利用した歌合本文  
には当該歌の作者として覚盛の名が示されていない<sup>15)</sup>、後  
に差し替え以前の本文で当該歌の作者が明記されている写本と照合した

段階で、「覚盛」の名を補入したというような事情があったのかもしれない。他にも、通親歌との差し替えが想定されている一部の作者の目録、  
具体的には藤原惟方と顕昭の目録において同様に「覚盛」が補入される  
形になっており、楠橋氏の推論の合理性を認めつつも、目録及び歌合本  
文における覚盛の扱いに、不明の部分が残ることは否定できない。

このように必ずしも明瞭な道筋を思い描くことができない箇所を含  
みつつも、現存する『三百六十番歌合』の本文の一部には改訂の痕跡  
を見出し得るのであるが、目録との照合から推測される限りでは、そ  
れは飽くまでも結番差し替えを主とした部分的修整のレベルに止まっ  
ているのであって、全面的な本文の改編には至っていないと考えられ  
る。これを別の視点から裏付ける材料として、歌を差し替えた結果、  
その前後に位置する歌々との主題的な連携が損われていると思しき事  
例が散見されるといふ事実がある。例えば、既に言及した夏部六十四  
番左の通親歌の配置について考えてみる。

夕されば秋の姿を映し得て月をぞむすぶ松蔭の水(五十五番左・隆房)  
雲晴るる山井の水に影見えて底より出る夏の夜の月(五十五番右・宮内卿)  
夏も猶夕まぐれこそただならぬ秋に変わらぬ松の下風(五十六番左・通親)  
夏の夜の岩漏る水に澄む月は袖よりむすぶ水なりけり(五十六番右・寂蓮)  
まだ宵に一むら過ぐる夕立の晴るればやがて有明の空(五十七番左・家隆)  
夕立の名残の空に雲晴れていさよふ月に秋そほのめく(五十七番右・丹後)  
大江山木蔭も遠くなりけり生野の末の夕立の空(五十八番左・雅経)  
谷川の流れを見ても知られけり雲越す峰の夕立の空(五十八番右・寂蓮)

(中略)



夕まぐれ秋の景色を先立てて袂に通ふ松の下風(六十二番左・兼宗)涼しさを松の木陰に先立ててまた来ぬ秋の夕暮の空(六十二番右・丹後)影深き外面の櫓の夕涼みひときがもとに秋風ぞ吹く(六十三番左・良経)夕涼み閨へも入らぬうたたねの夢を残して明るる東雲(六十三番右・有家)稲妻のほのゆく影や夕月夜入りぬる空の名残なるらん(六十四番左・通親)自ら木の閨漏り来る日影こそさすがに夏のしるしなりけれ(六十四番右・実房)真葛原裏吹き返す風の音のやや寂しきは秋の近きか(六十五番左・通親)月の漏る夕ぐれ竹の蔭よりぞ秋の気色は先立ちにける(六十五番右・顯昭)

当該の歌の前後に並ぶ歌々は、右に掲げた如くであるが、紙幅の都合で掲出を省略した夏部六十番左の定家歌から六十五番右の顯昭歌に至るまで、ほぼ納涼を主題とする歌が連続する。それも風の気配に秋を先取りして感ずるといふ趣向の歌が目につくのであるが、その中であって、六十四番左の通親歌は稲妻のほのめく光を詠じて異色である。夏部五十七番・五十八番には夕立の歌が連続しており、とくに五十七番右の丹後の歌とは詞続きや景の設定に類似したところが見られるのであって、通親歌はむしろその並びに配した方が穏当かもしれない。そもそも稲妻は秋の景物として扱われることが多く、『正治初度百首』で通親が詠んだ類似歌「三日月の入りぬる空の名残とて影ほのめかす宵の稲妻」も、百首の中では秋部二十首中の第二首目に配されている。当該の『三百六十番歌合』歌は、この『正治初度百首』詠の原案ではないかとも想像されるのであるが、配列の上では夏部の当該箇所収める必然性は乏しいと考えられるのである。

また、夏部五十六番左歌も、覚盛歌からの差替えではないかと推定

される一首であるが、この歌の前後には水面に宿る夏の月を詠じた作が並ぶ。ところが、当該の通親歌は風の気配に秋を先取りするという発想で、やはり現在の位置には些か収まりが悪いように感ぜられる。むしろ、先に取り上げた六十四番左の位置に配する方が自然かとも思われるのであるが、六十二番左の藤原兼宗の歌<sup>16</sup>と似過ぎているのを憚って、そこからやや遠くなる現存本の位置を選択したものであろうか。一首の表現としても、藤原義孝の著名歌「秋は猶夕まぐれこそただならぬ萩の上風萩の下露」(和漢朗詠集・秋・秋興)の上句の模倣に終始する凡庸な作で、通親の歌を増やすために些か強引に選び入れたという感を拭えないところである。

さらに、冬部八番左歌も覚盛歌からの差し替えと推量されるが、結番相手の寂蓮歌の詞続きとは響き合うところがあるものの、三番から十番まではば落葉の歌が連続する中に、通親歌はやはり異色である。

木の葉散りて後にぞ思ふ小野山の松には風も常盤なりけり(三番左・良経) 名残なく櫓の葉柏散りにけり庭におとなふ木枯しの風(三番右・実房) 木の葉散る深山の奥の通路は雪よりさきに埋もれにけり(四番左・惟明) 桐の葉も踏み分け難くなりけり必ず人を待つとなけれど(四番右・式子)

(中略)

露霜に籬の秋は枯れ果てて木の葉の底に残る虫の音(七番左・忠良) 霜厭ふ鳥の上毛にくれなるの紅葉を残す木枯しの風(七番右・小侍従) 秋果ててあはれは猶も残りけり花もあらしの野辺の夕暮(八番左・通親) 時雨行く松の緑は空晴れて嵐に曇る峰のみち葉(八番右・寂蓮) 芦の屋の蔦這ふ軒の村時雨音こそ立てね色は変らず(九番左・定家)

時雨つる峰の村雲晴れのきて風より降るは木の葉なりけり(九番右・慈円)

(中略)

冬枯の野辺の景色を眺むれば秋はあはれの初めなりけり(十八番左・実房)

外山なるまさ木の葛色付けば吉野の冬の奥ぞ知らる(十八番右・俊成)

萩原や霜置く色は変れども嵐に秋の名残をぞ聞く(十九番左・忠良)

昨日にも人のけしきは変らねど秋にはあらぬ村時雨かな(十九番右・越前)

そもそもこの通親歌は、建仁元年三月の『新宮撰歌合』において「嵐吹寒草」題で詠せられたもので、冬枯れの野辺の景色に秋の名残を感じ取るという発想で詠まれている。本歌合においては冬部の十八番・十九番に類想の歌が配されているので、配列上はそのあたりに置きたいところであるが、覚盛歌からの差し替えという制約があったためにそれが叶わなかったであろう。このように、通親歌の配列には、差し替えの結果生じたと思しき坐りの悪さを感じさせるものが目に付くのであって、その点も、楠橋氏の想定を裏書する材料として位置付けることが可能であろう。楠橋氏の論証に拠っても、本歌合の選入歌差し替えのプロセスが全面的に解明されたわけではないが、相当数の覚盛歌が通親歌に差し替えられたという推論には依然として少なからぬ合理性が認められるのであって、この問題を重視しない形で撰者を云々する手続きについては、やはり妥当性を欠いているという感を免れないのである。

### 三

楠橋氏の推論過程に一定の合理性があることを確認した上で、本節においては、大野氏が支持されている後鳥羽院撰者説の妥当性について

て検討してみたい。大野氏はまず、後鳥羽院の和歌作品中に、本歌合に選入されている『六百番歌合』詠と『御室五十首』詠に影響を受けた作が多いという事実を指摘し、その具体例を挙げた上で、本歌合における『六百番歌合』詠の選出傾向と後鳥羽院の嗜好が重なり合うことを述べている。しかしながら、とりわけ初学期の後鳥羽院が同時代歌人の表現を極めて積極的に受容しているというのは、先学によって様々に指摘、検証されている事実である。<sup>(17)</sup>『三百六十番歌合』中に『六百番歌合』詠は計四十三首、『御室五十首』詠は計八十一首も取られているのであって、それらの歌に影響を受けた後鳥羽院の作が多いということをもって、本歌合の選歌傾向と後鳥羽院の好尚の重なりを強調し、後鳥羽院撰者説の材料とすることは難しいと考える。大野氏が具体的に取り上げられている事例の一部について考えてみたい。

吉野山花のふる里跡絶えて空しき枝に春風ぞ吹く

(六百番歌合・春下・三十番左・良経・題「残春」、三百六十番歌合・春・七十番左  
花ゆゑに志賀のふる里今日見れば昔をかけて春風ぞ吹く

(老若五十首歌合・春・三十九番右・後鳥羽院、三百六十番歌合・春・五十二番左  
常磐なる松の緑を吹きかねて空しき枝に帰る木枯し

(老若五十首歌合・冬・百六十八番右・後鳥羽院、三百六十番歌合・冬・二十六番左  
吉野山雲にうつろふ花の色を緑の空に春風ぞ吹く

(千五百番歌合・春・百九十六番左・後鳥羽院)  
秋風にあへず散りにし檜柴の空しき枝に時雨過ぐなり

(老若五十首歌合・冬・百五十二番右・良経)  
梅が香をながめし袖にとどめ置きて空しき枝に風ぞ残れる

(建仁元年三月十六日通親亭影供歌合・二番左・後鳥羽院・題「梅香留袖」)  
梅が香はよその袂にしのばれて空しき枝に鶯の声

(建仁元年三月十六日通親亭影供歌合・十番左・藤原保季・題「梅香留袖」)

右の筆頭に掲げた九条良経の『六百番歌合』著名歌<sup>(18)</sup>の本歌合への選人についてであるが、「空しき枝」は所謂「制詞」ともされた秀句的表現であって、大野氏が論文中で挙げられた『老若五十首歌合』における後鳥羽院詠以外にも、右に掲げた如く同時期に様々な受容例が見られる。とくに建仁元年の『老若五十首歌合』や通親家の影供歌合において、後鳥羽院の歌以外にも「空しき枝」を用いた歌が見え、良経自身に『六百番歌合』以後の作例があることが注意される。この語は正治・建仁期の歌壇においてある程度の流行を見ていたのであり、その選入を後鳥羽院の好尚に直ちに結び付けて考えることはできないであろう。これを別の角度から見ると、良経の好みに適っていると考えて、良経撰者説の傍証と位置付けることも可能な材料なのである。

また大野氏は、「面影は教へし宿に先立ちてこたへぬ風の松に吹く声」(六百番歌合・恋一・三十番左・題「尋恋」、三百六十番歌合・雑・三十番右)という藤原定家詠の受容について検討されている。この「松に吹く声」については、確かに後鳥羽院の受容が早く、正治・建仁期の他の歌人の作には見出されない。

草枕結ばぬ夢は夜ごる経てただ山風の松に吹く声

(建仁元年十二月石清水社歌合・一番左・後鳥羽院・題「旅宿風」)

松に吹く風こそあらね霧のうちにかすみし春の月の面影

(千五百番歌合・秋三・六百九十六番判歌・後鳥羽院)

しかしながら、「松に吹く声(風)」の語を取り入れた後鳥羽院の右の両首は、詠作時期の問題もあるが、「空しき枝」の場合とは異なって『三百六十番歌合』には選び入れられていない。当該の定家の歌は、『六百番歌合』では「両首ともに優には聞え侍るを、左、末句猶宜しき様にや侍らん」と評されて勝を与えられているのであって、この歌の選人理由を後鳥羽院の好尚の表れのみに帰することには留保が残るであろう。

他方、『三百六十番歌合』選入歌には、左に示した如く、「月に磨ける」「氷を叩く」等の秀句的表現を用いた歌を見出すことができるのであるが、ここに掲出した辞句については、後鳥羽院が受容した例を認めることができない。

春の夜は月は雲居に霞めども光に薫る花の下風

(春四十五番右・家隆、御室五十首・春)

唐衣裾野の庵の旅枕袖より鳴の立つ心地する

(秋六十六番右・定家、六百番歌合・秋中・二十番左・題「鳴」)

雪降れば峰の真榭埋もれて月に磨ける天の香具山

(冬四十一番右・俊成、御室五十首・冬)

清水漏る谷の戸はそも閉ぢ果てて氷を叩く峰の松風

(冬五十四番左・良経、六百番歌合・冬下・十二番左・題「寒松」)  
ふるさつを出でしにまさる涙かな風の枕夢に分かれて

(雑十番左・定家、六百番歌合・恋五・三十番左・題「旅恋」)

なお大野氏は、「鶯は鳴けどもいまだふるさとの雪の下草春をやは知る」(御室五十首・春、三百六十番歌合・春・十八番左)の定家詠についても論及されているが、この歌の上句の修辭の源泉は「梅が枝に来居

る鶯春かけて鳴けどもいまだ雪は降りつつ」(古今集・春上・五・詠人不知)に求められる。左に掲げる後鳥羽院の著名歌の詞続きは、前出の定家詠とともにこの詠人不知歌に拠っていると考えられるが、当該の古今集歌を踏まえた同時代の作例は、大野氏が挙げられている藤原秀能や土御門院ばかりでなく、九条良経や藤原家隆にも見出されるのであって、定家詠の選入を直ちに後鳥羽院その人の好尚に結び付けることには慎重を要すると思われる。

鶯の鳴けどもいまだ降る雪に杉の葉白き逢坂の山

(建仁二年二月十日影供歌合・関路雪・後鳥羽院、新古今集・春上・一八)

愛発山谷の鶯野辺に出でて鳴けどもいまだ春の淡雪

(玉吟集・二二一一・「又同家(前内大臣家)会に寒夜鶯」)

時鳥鳴けどもいまだ卯の花の咲ける垣根に降れる白雪

(玉吟集・二二二七・「古今一句を歌にこめて夏の歌詠み侍るに」)

村雨のあとこそ見えね山の蟬鳴けどもいまだ紅葉せぬ頃

(建仁三年六月十六日影供歌合・雨後聞蟬・二番左・良経)

『三百六十番歌合』に採られている後鳥羽院の詠歌は、正治二年から建仁元年前半にかけて催された仙洞歌壇の主要行事四種での詠に限られているが、『正治初度百首』における改作の問題を抜きにしても、都合二百六十首を数えるその歌々の中から『新古今集』に選り入れられたのは僅かに一首のみであり、院自身、やはり初学期の作として高い評価を与えていなかった事情が窺われる。先述した如く、本歌合の撰者には確かに秀句的表現を用いた歌に対する好みがあるかと思われ、そこに初学期の後鳥羽院の嗜好と重なり合う部分があるのは確かであるが、<sup>(20)</sup>

他方、『三百六十番歌合』選人歌の秀句的表現に後鳥羽院が食指を動かしていない事例も様々に存在する。選人歌の一部に後鳥羽院歌に影響を及ぼしたと思しき作があるからといって、そのことを後鳥羽院撰者説の材料として位置付けることには些か無理があると考えるのである。

続いて、本歌合と『新古今集』選人歌との関わりについて考えたい。大野氏は『三百六十番歌合』と『新古今集』との重出歌六十二首の撰者名注記の様相を確認し、通具以外の注記数には大差がないことを示された上で、撰者名注記を持たない歌が六首含まれていることに注目されている。そして、撰者名注記を持たない歌の『新古今集』への撰入を後鳥羽院の意思に拠るものと理解した上で、それらの歌が本歌合に採られていることを後鳥羽院の好尚と結び付けて考えるのである。大野氏の論文の中では示されていないが、稿者が確認する限りでは、『三百六十番歌合』に収められた歌の中で撰者名注記を持たない『新古今集』入集歌は左に示す四首であり、著名歌を含んでいる。<sup>(21)</sup>

見わたせば花も紅葉もなかりけり浦の苫屋の秋の夕暮

(秋九番左・定家、新古今集・秋上・三六三、文治二年二見浦百首)

ながめわびぬ秋よりほかの宿もがな野にも山にも月やすむらん

(秋二十九番左・式子内親王、新古今集・秋上・三八〇、正治初度百首)

更けにけり山の端近く月冴えて十市の里に衣打つ声

(秋六十八番右・式子内親王、新古今集・秋下・四八五、正治初度百首)

行末は今幾夜とかいはしろの岡の萱根に枕結ばむ

(冬六十八番右・式子内親王、新古今集・鞆旅・九四七、正治初度百首)

しかしながら、後藤重郎氏の調査によると、『新古今集』の中で撰者



名注記を持たない歌は、存疑のものを除いても計百九十八首、つまり新古今全体のちょうど一割に上る。竟宴以後の切入歌を除くならばこの比率は多少小さくなるであろうが、『三百六十番歌合』に取られた六十二首中の四首もしくは六首と大きく隔たる数値ではなく、このことを単純に後鳥羽院撰者説の傍証にはできないと考える。

後鳥羽院撰者説の最大の障碍となり得ると思われるのは、その歌人選定である。以前の拙論においても指摘した事実の繰り返しになるが、本歌合に選ばれた歌人の多くは、歌合成立直前の時期の大規模な和歌行事である『御室五十首』『正治初度百首』『正治二度百首』のいずれかの作者となっていることが確認される。とくに『正治初度百首』の作者二十三名の中で本歌合に選ばれていない歌人は、久保田淳氏が興福寺僧正雅縁の隠名ではないかと推定された中納言得業信広<sup>22</sup>を別にすると、藤原範光ただ一人しかない。また、『正治二度百首』の作者十一名の中では、藤原範光・藤原信実・藤原季保・源具親・源家長の五名が本歌合に見えず、『御室五十首』の作者十七名の中では賢清・禅性・覚延という比較的知名度の低い僧侶歌人が除かれている。このように、両度の正治百首の作者でありながら本歌合に選ばれていない者の中に、後鳥羽院近臣層の人々が少なくないことは注意される。建仁元年二月八日に催された『十首和歌』は、院近臣層の作歌の力量を見定める「和歌試」として著名であるが、『正治二度百首』の作者でありながら『三百六十番歌合』の人選から排除された具親・家長・季保・信実の四名は、この『十首和歌』の詠進者でもあった<sup>23</sup>。他方、『十首和歌』の作者二十名のうち『三百六十番歌合』にも選び入れられている歌

人は、後鳥羽院を除くと飛鳥井雅経ただ一人である。また、そもそも両度の正治百首の作者に選び入れられていないものの、藤原秀能や源通光、あるいは若干年長になるが西園寺公経といった院側近の若手歌人の名前が見出されないことも留意される。作者の人選という方面から考えるに、『三百六十番歌合』の撰者と後鳥羽院近臣層の歌人との距離は、少数の例外を除いて必ずしも近いとは言いがたいように思われる。

その中でも最大の問題は、両度の正治百首の作者でありながら、藤原範光が本歌合に選入されていないことである。周知の如く、範光の出した高倉家は後鳥羽院の有力な後見であり、乳母範子（範光妹）の女在子が後鳥羽院の妃となって土御門天皇を生んでいる。この一門は源通親とも極めて関わりが深いのであるが<sup>24</sup>、本歌合の撰者が後鳥羽院であったとするならば、範光を三十六名の作者から外すというのは、何としても納得が行かない事態である。本歌合の作者の中で『御室五十首』『正治初度百首』『正治二度百首』のいずれにも参加せず、また『治承三十六人歌合』の作者でもないという歌人は、九条兼実・藤原季能・祝部允成の三名に限られるのであるが、実績豊富な兼実・季能についてはさて置き、歌人としての事蹟が乏しい允成<sup>25</sup>を選び入れて範光を外すという人選は、後鳥羽院が撰者であったならば為し得ない処置であるように思われるのである。

また、選歌資料という点から見ても、後鳥羽院が撰者であるとする説明しにくい部分がある。本歌合には『正治初度百首』から計百六十六首という多数の歌が選び入れられているのであるが、歌人ごとかなり偏りがあり、九条良経や藤原経家・藤原定家のように、『正治初度百首』

からは一首も歌が選り入れられていない歌人も散見される。定家の『正治初度百首』詠から『新古今集』には「駒とめて袖うち払ふかげもなし」の作をはじめとして三首が入り、とりわけ良経については計十七首が『新古今集』に選入される等、両人の『正治初度百首』詠の当代的評価、そして後鳥羽院の評価は高いと思われるのであるが、それらの歌を本歌合が採っていないというのは、やはり不審である。そもそも、本歌合に選り入れられた九条家・御子左家歌人の詠歌と『新古今集』への選入歌とが、必ずしもよく一致しないという事情があるのであって、定家や寂蓮については僅かに一首のみであり、良経・慈円・家隆といった人々についても『新古今集』選入歌との重なりは三、四首にとどまる。また、後鳥羽院仙洞歌壇における詠歌についても、本歌合が直接の選歌資料としているのは両度の正治百首と『老若五十首歌合』及び『新宮撰歌合』にほぼ限られる。例外は、通親・顕昭の『千五百番歌合』歌二首と、正治二年九月末〜十月初頃開催の『仙洞十人歌合』の慈円詠の、計三首のみである。『三百六十番歌合』の撰者を後鳥羽院歌壇における詠歌を自在に涉猟できるような立場の人物であるとは想定し難いのである。

また、本書が後鳥羽院の撰であったならば、『源家長日記』や『明月記』等にそれに関する記述が出て来て然るべきかと思われるのであるが、これらの書物の記事の伝存状態の問題はあるものの、本歌合の存在を思わせる記事が見えないのは、後鳥羽院撰を疑わせる材料と云ってよいであろう。

このように、後鳥羽院撰者説にはいろいろと抵触するような事象が本歌合の内実には認められるのであり、覚盛説をさし置いてそれに与

することに十分な合理性が認められないと判断されるのである。

#### 四

ところで、歌書としての『三百六十番歌合』は、どのような系譜の上に位置していると考えられるであろうか。まず、樋口芳麻呂氏が説かれるところの所謂歌仙秀歌撰として<sup>26)</sup>、院政後期に成立した『歌仙落書』と『治承三十六人歌合』を強く意識していることは間違いない。俗人・僧侶・女性の順に歌人を配し、歌数にかなりの幅を持たせて歌を選び入れているという点では『歌仙落書』に倣い、三十六名の歌人を選んで歌合形式に仕立てるといえる点では、『治承三十六人歌合』と共通する。『三百六十番歌合』の総歌数七百二十首が『治承三十六人歌合』の総歌数をちょうど倍増させた規模であるという事実からして、とりわけ『治承三十六人歌合』との関りの深さは否定できない。そもそも、御子左家歌人を優遇する『歌仙落書』の選歌を修整して六条藤家歌人を重視する選歌に改めたのが『治承三十六人歌合』であると考えられるが、<sup>27)</sup>歌人の人選においても、『治承三十六人歌合』の作者三十六名中、『三百六十番歌合』成立の目安とされる正治二年八月二十六日の時点で存命であった、あるいは存命であったと推定される歌人は、全員が『三百六十番歌合』の作者に選り入れられているとともに、『歌仙落書』作者についても、正治二年時点で存命の者は全員が選り入れられているのであって、『三百六十番歌合』が『歌仙落書』と『治承三十六人歌合』を強く意識していることには疑いの余地はない。この点から<sup>28)</sup>、『治承三十六人歌合』の撰者として有力視されている覚盛の方が、

後鳥羽院よりも本歌合の撰者たるに相応しいと考えられるのであるが、それ以外にも、『三百六十番歌合』の編纂に当って意識されている近代の歌書として、『玄玉和歌集』と『六百番歌合』を挙げて置きたい。

このうち『六百番歌合』については、有力な選歌資料としてのみならず、直近の時期の大規模歌合の先蹤としても『三百六十番歌合』撰者に意識されていたと推測される。『六百番歌合』の作者十二名のうち、建久七年（一一九六）に没した藤原家房を除く存命歌人十一名全員が『三百六十番歌合』作者にもなっている事実は偶然ではないであろう。『六百番歌合』の作者の人選は撰関家とその流れを汲む歌人・御子左家歌人・六条藤家歌人を四名ずつという均衡を意識しているとされるが、『三百六十番歌合』では松殿基房の息である家房の代わりに近衛基実の男である忠良を入れて、その均衡を保持することが考慮されているとも推察されるのである。

さらに深い関わりを有すると推論されるのが、『玄玉集』である。『玄玉集』の撰歌が九条家・御子左家歌人を極めて厚遇していることはよく知られているが、<sup>29</sup>『三百六十番歌合』もその点は同様であり、九条家重視の撰集の先例として、『玄玉集』が意識されていた可能性は高いと思われる。それと同時に、形態面から見ても、『玄玉集』と『三百六十番歌合』の間には、よく通じ合う要素を見出すことが可能である。『三百六十番歌合』は春夏秋冬雑の五部各七十二番から成るが、末尾の雑部には実際のところ、述懐を典型とする狭義の雑歌のみならず、歌数にはかなりの幅があるものの、賀・離別・羈旅・恋に相当する歌々が幅広く収載されている。<sup>30</sup>本書が五部構成を取る背景には、真名序

に「方今擬五行一而次レ篇、感寒暑来往之応律」と記す如く、五行説が意識されているのであるが、人事に関わる多様な主題の歌を一巻に纏める雑部の編成には些かの無理が感ぜられるのであって、それだけに五行に擬えた五部構成に撰者の強い拘りがあったことが窺われるのである。他方、『玄玉集』の現存諸本は巻七までの残欠本であるが、その序文の記事から十二巻編成であったことが分かる。現存する七巻の部立は、巻一・神祇 巻二・天地上 巻三・天地下 巻四・時節上 巻五・時節下 巻六・草樹上 巻七・草樹下であるが、そこから類推して、巻八・九は鳥獸上下、巻十・十一は居処上下といった部立ではなかったかと想像される。<sup>31</sup>また、最後の巻十二については、序文の記事から釈教の部であったと判断される。この十二巻編成は、十年ほど以前に編纂された賀茂重保撰の『月詣和歌集』の部立を意識するところもあったのではないかと想像されるが、両端の巻を除く十巻の編成が五部の各々が上下に分かれるという体裁を取っているところには、五行十干が意識されているとも考えられるのであって、『三百六十番歌合』の五部編成には『玄玉集』の構成に倣うという意識が働いていた可能性も否定し難いところである。

ところで、その『玄玉集』はどのような意図の下に編纂された打聞であったろうか。撰者については上覚説・隆寛説等があつて未だに定まらない状況であるが、<sup>32</sup>現存本で確認できる限りでは、九条家・御子左家関係のとくに新進歌人を優遇し、選歌資料の面でも、『治承二年右大臣兼実家百首』『文治六年女御入内屏風和歌』『建久元年一句百首』『花月百首』『二夜百首』といった九条家及びその周辺で営まれた和歌

行事からの選歌が目立つのであって、恐らく九条家周辺の関係者から選歌資料の提供を受けつつ、その意を汲む形で撰集が行なわれたと推察される。そして、その背景には、『玄玉集』の序文に記す如く、当代の和歌を拾い集めて後世に伝え、将来の勅撰集編纂に資することを願う意図があったものと想像されるのである<sup>33</sup>。また、『玄玉集』の中間の十巻の組織編成に、建久二年十二月の『十題百首』に通ずる要素があることも確かであり<sup>34</sup>、良経・定家が建久二年六月頃に、五行を踏まえた十五首歌を相継いで試みていることとの関連も留意される<sup>35</sup>。『玄玉集』が建久期の九条家歌壇と深く関わる形で成立したことは、まず間違いないところであろう。

一方、『三百六十番歌合』の内実についても、九条家歌壇との密接な関わりは否定できないところである。これも以前の拙論において指摘したことがらであるが、『三百六十番歌合』の選歌には九条家・御子左家関係の歌人を優遇する傾向が明瞭に認められるが、それ以上に注目されるのが、良経・慈円・定家・家隆といった九条家歌壇の中核メンバーの選歌において、建久期を中心とする九条家関係の詠歌の営みにおける作が多数を占めているという事実である。本歌合に収載された詠歌の出典については、以前の拙論に一覧を示したのでそれを参照されたいが、『花月百首』や『六百番歌合』といった大規模な催しでの詠歌のみならず、文治・建久期の多様な定数歌や速詠歌群からも満遍なく歌が採られていることが注目される。また、『治承二年右大臣家百首』や文治六年の『女御入内屏風歌』からの選入歌も少なくない<sup>36</sup>。『玄玉集』で計二十六首と多数が採られていた俊成の『五社百首』からの選歌が

本歌合には一首も見えないということをも考慮するならば、選歌資料の提供は御子左家からではなく、九条家側から為されたと判断するのが自然であろう。以前の拙論では、この現象について、九条家もしくはその周辺から何らかの形で選歌資料の提供があった可能性を指摘したが、先述した如く、本歌合の組織編成が『玄玉集』を強く意識して構えられたものであるとするならば、『玄玉集』と同様、撰集に関してより積極的な九条家の関与があったと推論することも許されるであろう。

ところで、九条家側から本書撰進の依頼、慫慂があったとして、それはいつ頃為されたと考えるべきであろうか。この問題については、本書の真名序に「乗二年而結一番」という文言があることに注目したい。この「乗一年」というのは、一年三百六十日に寄せて三百六十番の編成にしたというのが第一義であろうが、同時に、本書の編纂に一年間を要したという意味をも響かせているのではないであろうか。そうであるならば、奥書に見える正治二年（一一〇〇）八月二十六日の一年ほど前、つまり正治元年の八月前後に着手されたと考えるのが自然であろう。この年の六月には良経が左大臣に任命され、九条家は建久の政変以来の逼塞状態から抜け出してきている。『玄玉集』が成立した建久二、三年から僅かに八年ほどの期間ではあるが、歌壇を取り巻く情勢は大きく変化した。『玄玉集』撰定後の九条家歌壇はさらに隆盛に向かい、『六百番歌合』という記念碑的な催しとして結実したが、建久七年十一月政変によってあっけなく瓦解し、堂上の歌壇は沈滞の時期を迎える。しかしながら、これと入れ替わるようにして、通親・雅経ら近臣の影響下に後鳥羽上皇がにわかに和歌への関心を深め、正治二年の



両度の応制百首によって、歌壇にはおそらく当代の勅撰集撰進への期待が高まったものと想像される。<sup>(37)</sup> 九条家においても、良経の左大臣拜命以降、詩会や歌会がうち続いて開催されている。<sup>(38)</sup> 激しい浮き沈みを経て一陽来復となった九条家の側で、十年ほど以前に編纂された『玄玉集』に次ぐ新たな撰集の試みが企画されたとしても、さほど不思議な事態ではないであろう。『玄玉集』の撰者に再度撰集を任せるのも一案ではあるが、上覚ではやはり顕昭に近過ぎて、『六百番歌合』を経て九条家歌壇における御子左家優位が確立した以降の時点では、九条家側としては選択しにくかったものと推察される。『玄玉集』撰者として近年有力視されている隆寛は法然の高弟であるが、慈円をはじめとする九条家・御子左家歌人と和歌を通じての交流があったことが知られている。<sup>(39)</sup> 法然への入室時期についての明徴はないが、『法然上人行状絵図』の記述を根拠として建久三年以降、『選択本願念仏集』を法然から付嘱された元久元年（一二〇四）三月十四日以前の期間と考えられているので、<sup>(40)</sup> 『三百六十番歌合』の企画がスタートしたと思われる。正治元年頃には、撰者を依頼することが難しい状況であった可能性は低くない。正治年間の特典で九条家所縁の新たな撰集を編むに際して、『玄玉集』と同様に僧侶歌人の中から撰者を委嘱することを考えた場合、その適任者として浮上して来たのが、既に『治承三十六人歌合』撰者としての知名度を得ていた覚盛であったのではないであろうか。

楠橋氏の研究によって明らかにされているように、確かに覚盛の歌壇的立場は、六条藤家の顕昭に比較的近いところに位置していたと考えられる。<sup>(41)</sup> しかしながら、『言葉集』の現存部分に二首、『月詣集』

に五首、『千載集』に三首、『玄玉集』に三首という近き世の撰集への安定した入集状況に加え、『治承三十六人歌合』の撰者としても知られていた覚盛は、当代の歌壇において、やはり相応の評価を受ける歌人であったと言つてよいのではなからうか。顕昭が判者を務めた建久二年の『若宮社歌合』や、源通親が深く関与した正治二年の『石清水若宮歌合』の作者にもなっているところから、石清水祠官家の人々や通親・顕昭との距離の近さが云々されるのであるが、正治二年の『石清水若宮歌合』には俊成・定家・隆信・寂蓮・家隆ら、御子左家歌人も大挙して参加しているのであって、この歌合への参加の事実をもって、覚盛を通親の与党であるとすることはできないであろう。また、建久二年の『若宮社歌合』については、関東の頼朝を強く意識しての歌合勸進であることが論証されており、<sup>(42)</sup> 覚盛と九条家との距離は、実際にはさほど遠くなかったのではないかと推察される。しかも、この『若宮社歌合』において覚盛の詠は各歌題の右方最末尾に置かれ（左方は前斎院尾張）、二勝一持の成績を得ているのであって、当代の歌壇においてそれなりの評価を得ていた事情が窺われる。隆寛のように九条家・御子左家歌人との積極的な交流の形跡は見出せないのであるが、『治承三十六人歌合』を撰び定めた実績は大きく、また左に示した『新勅撰和歌集』『玄玉集』『無名抄』の記事からも窺えるように、歌林苑の会衆であつて鴨長明からも一目置かれていたことなどを考え合せると、九条家の発案による新しい打聞の撰者として、覚盛はさほど不自然な人選であるとは言えないであろう。

賀茂重保みまかりて後、つねに歌詠み侍りける者ども、あと

にまかりあひて、友に遇ひて友を恋ふといへる心を詠み侍りけるに詠める  
覚盛法師

うちむれてたづぬる宿は昔にて面影のみぞ主なりける

(新勅撰集・雑三・一二四九)

賀茂の社の歌合に、霞を詠める

朝霞さえ行くままに高砂の松の緑の深くなるかな(顕照)

鳴海潟泊まり尋ねて行く舟を波間に宿す夕霞かな(覚盛)

吉野河遠つ川風春めきて霞流るる曙の空(藤原親盛)

しめはへてしづのあらまく小山田の春の囀ひは霞なりけり(俊恵)

(玄玉集・卷二・天地上・六七七〇)

覚盛法師が云、「歌は、あら／＼しくとめも合はぬやうなる、一の姿なり。それを、あまり細工みてとかくすれば、はてにはまれば、物めかしかりつる所さへ失せて、何にてもなき小物になるなりと申しし、さもと聞こゆ。

季経卿歌に、

年を経て返しもやらぬ小山田は種貸す人もあらじとぞ思ふ

この歌、艶なる方こそなけれど、一ふし言ひて、さる体の歌と見給へしを、年経て後、かの集の中に侍るを見れば、

しづのをが返しもやらぬ小山田にさのみはいかが種を貸すべきこれは直されたりけるにや、いみじうけ劣りておぼえ侍るなり。よく／＼心すべき事にこそ」。

(無名抄・歌ライタクツクロヘバ必劣事<sup>43</sup>)

覚盛の側からしても、当代の宮廷と歌壇に重きを為す九条家の発意

に応えることは悪い話ではあるまい。これまでの覚盛の歌壇的立場が顕昭や六条藤家に近いものであっても、彼等もまた九条家との間に様々な繋がりを保持しているのであって、九条家からの働きかけを拒否する材料には成り難いと考ええる。『治承三十六人歌合』を編んで既に二十年余りが経過し、歌壇の情勢も大きく様変わりしているのであって、新たな意匠の打聞を編むことは、覚盛自身の想いにもよく叶った事業であったと思われる。覚盛の名が『明月記』に出て来るのは、正治二年七月二十二日条の一度きりであるが<sup>44</sup>、そこで定家が「覚盛歌仙」と呼んでいるのは、「歌仙」の呼称を過大に見積もることはできないものの、やはり注意される。定家から見ても、この時期の覚盛はそれなりの歌人と和歌に心を寄せる好士として評価されるべき存在であったのであろう。

本歌合の編集が九条家の発意を受ける形で進められたという想定は、歌人の人選や選歌数とも大きくは矛盾しないと思われる。差し替え以前の兼実・慈円・良経の選人歌数に比して、通親の選歌数が半分以下に止められているのも、九条家と通親との因縁を考えれば自然な選択であろう。自他ともに文人・歌人として認める通親を歌合から完全に排除することはできなかつたであろうが、詠歌の経験がまだ比較的乏しかったと思われる、通親の息道具が人選から外されているのも納得が行く。季経・経家等の六条藤家歌人についても、『六百番歌合』を経て以降の扱いが軽くなるのは自然な展開であり、その中で顕昭と有家が比較的重視されているのは、九条家側の両人への評価を反映するものであつたらう。先にも述べた如く、正治二年の二度に亘る百首歌の双方を詠進している藤原範光が本歌合の作者となっていないという事実も、源通親と範光との

極めて密接な関係を視野に入れるならば、納得しやすい事態である。周知の事情ではあるが、兼実女宜秋門院任子が昇子内親王を出産した三ヶ月後に通親の養女在子<sup>45</sup>が為仁親王を出産する。親王は建久九年に土御門天皇として即位し、通親は帝の外戚としてその権力基盤をさらに強化することに成功したが、その在子の実の叔父が範光である。範光の一門は後鳥羽院の後見でもあり、通親と後鳥羽院の両者に繋がる枢要の位置を占める存在であった。正治の両百首に出詠している範光が本歌合の人選から外れているのは、先にも述べた如く後鳥羽院撰者説を大きく妨げる材料であると考えるが、九条家を尊重する形で歌人の選定と選歌が行なわれたとするならば、政敵通親に極めて近い立場にある範光を人選から外すのは、九条家の意向を慮つての自然な選択であったと思量されるのである。逆に、大した詠歌事蹟もない祝部允成が作者に入っているのは、正治二年の『石清水社歌合』での同席経験と、歌林苑に関わる人脈が作用した可能性が考えられるであろう。

それでは、本書はその編纂の当初から、現在見られるような規模と編成の書物として企画されたのであろうか。『治承三十六人歌合』の改訂版という意図を持っていたのであるならば、やはり歌合形式の歌仙秀歌撰が志向されたのであろうが、前述の如く本書の編纂が正治元年半ば頃に着手されたとするならば、後鳥羽院・惟明親王・宮内卿・越前の如く、その時点では詠歌の実績が殆どなかったと思しき歌人が作者に含まれているのであって、最初から現在の三十六名が選抜されていたとは考えにくいことになる。編纂の当初の段階では、本書は必ずしも現在見られるような組織・編成の書物ではなかったのではあるまいか。建久末年

から正治元年頃の歌壇情勢を踏まえて、九条家・御子左家を中心とする歌人を選抜し、その秀歌を網羅する。おそらく、撰者は九条家側から文治・建久期の速詠歌についての資料等の提供も受けて、当初の選歌を行なったのであろう。その時点で、良経・定家をはじめとする九条家・御子左家歌人の選歌については、現存本に近い形で或る程度のものが固まり、結果として九条家周辺でのミウチ的催しにおける彼等の詠歌が多数選入されることになったと考えられる。元来九条家と深い繋がりを有する六条藤家歌人については、人選から排除されることはなかったものの、『六百番歌合』以後の歌壇の趨勢を受け、また『玄玉集』に倣う形で、とくに季経と経家の選入歌数は低めに抑えられたと推量される。九条家の政敵通親についても、やはり九条家側の意向を慮る形で、入集歌数が抑えられたのであろう。先に触れた藤原範光については、既に『月詣集』に二首が取られているので、<sup>46</sup>作者に加えることもできたはずであるが、通親との極めて近い間柄を考慮して外したと考えられる。『御室五十首』からの選入歌が計八十一首と、当該の催しにおいて詠出された総歌数に対する比率から言えば『正治初度百首』以上に重視されているのも、編纂の当初の段階では、直近の時期に行なわれたこの五十首歌の選歌資料としての比重が高かったためであろう。正治初年の時点では、具体的に書物や歌合の形を取って結実するところまでには至らなかったのかも知れないが、『御室五十首』以前の歌歴を有する歌人たちの作については、このような過程を経て或る程度の詠歌の集成が既に為されていたのではないかと考える。

その後、『正治初度百首』の詠進によってやにわに隆盛を見た仙洞歌

壇の情勢を踏まえて、現存本形態の大規模な歌合形式での編纂が企図されたのではなからうか。後鳥羽院をはじめとする新進の作者たちの詠歌が、正治の両度百首や建仁元年前半の『老若五十首歌合』『新宮撰歌合』によって集成され、三十六名の作者も最終的に固まるが、俊成・定家や兼実・良経については、編纂当初の段階で定まっていた選歌がほぼ踏襲され、慈円・寂蓮・家隆等については、一部、増補や差し替えが行なわれたのであろう。目録や真名序もこの段階で作成されたと考えられる。この時点では、やはり九条家主導で出発した企画ということで通親の歌数は抑えられたのであろうが、その後、歌壇における公表の可能性を考慮して、撰者の得分として多数を選び入れていた自詠の半数以上を通親歌に差し替え、逆に兼実の歌数を若干減らして、両者の間の均衡を図ったのではないかと想像されるのである。書物としての構成については、真名序や作者目録も含めて『玄玉集』や能因撰の『玄玄集』を意識すると同時に<sup>47)</sup>、『千載集』以前の勅撰集入集歌がほぼ取られていない事実を考え合せると、『玄玄集』同様、やはり近い将来の勅撰集撰進の可能性を睨みつつ、その選歌資料として利用されることをも期待しての編纂になったのではないかと思われる。本書成立後まもなくの時点で書写されたと言われる天理図書館蔵本が極めて美麗な本であり、文治六年兼実女任子入内の折の『女御入内屏風和歌』の色紙形の清書を務める等、九条家との関わりが深い世尊寺伊経が書写の筆を執っている事実も<sup>48)</sup>、本書成立の最終の時点まで九条家の何らかの関与があったことを窺わせる材料であると言つてよいであろう。

この書物の存在が『新古今集』の編纂にどのように関わったのか、

或いは関わってはいないのかという問題をはじめ、検討すべきことがらはまだまだ多く残っているが、本稿では、『三百六十番歌合』の撰者と成立の問題について、現在の時点における私見を申し述べた。大野順子氏が主張される如く本書が建仁の初めの時点で後鳥羽院によって選ばれていたとするならば、歌人としての後鳥羽院の成長の経緯や『新古今集』成立の背景について様々な見直しが必要になって来ると思われるので、以前の拙論における見解を大きく変えるものではないが、再論の機会を得ることとした。伝本についての書誌的な検討もいままに憶測の羅列に終始したが、御批正いただければ幸いである。

#### [注]

(1) 天理図書館蔵本については、天理図書館善本叢書『三百六十番歌合』(八木書店一九七三年五月)の影印がある。本稿における『三百六十番歌合』の本文の引用は同書に拠ったが、『新編国歌大観』第五巻をも参照した。その他の勅撰集・私撰集・定数歌・歌合等の本文・歌番号については、『新編国歌大観』に拠った。なお、漢字・仮名の宛て方等、私意により適宜表記を改める場合がある。

(2) 峯村文人『三百六十番歌合』——成立時期と和歌史的意義——(『小樽商大人文研究』第五輯 一九五三年一月)。

(3) 谷山茂「解題」(天理図書館善本叢書『三百六十番歌合』所収)。同「伊経筆『三百六十番歌合』の newly 出典書について」(『ビブリア』第八十号 一九八三年四月)参照。

(4) 楠橋開「三百六十番歌合差し替え考——天理図書館蔵本の具備する目録をめぐって——」(『和歌文学研究』第三十三号 一九七五年九月)。同「覚盛法師とその周辺」(新井栄藏・渡辺貞磨・寺川真知夫編「叡山の和歌と説話」世界思想社一九九一年七月)。

(5) 拙論『三百六十番歌合』について(拙著『中世前期の歌書と歌人』(和泉書院二〇〇八年十二月)所収、初出は二〇〇五年)。



- (6) 大野順子『三百六十番歌合』撰者について(大野順一先生古稀記念論文集刊行 会編『日本文学思潮史論叢』明治大学九一〇研究室 二〇〇一年三月)。  
 (7) 五味文彦『後鳥羽上皇の和歌の道——百首歌と『三百六十番歌合』——』(『明月記 研究』十三号 二〇一二年一月)。  
 (8) 大野順子『三百六十番歌合』について——撰者再考——』(『明月記研究』十三号 二〇一二年一月)。  
 (9) 以下、各歌人についての目録の記事と実際の結番については天理図書館蔵本に拠るが、目録の歌人名に付されている合点や数取りの点については記載を省略する。また、目録に後補されている結番相手の歌人名については( )を付す。実際の結番については、【 】内に総歌数、一【 】内に部立別の実際の歌数を示し、矢印の下に結番相手の歌人を登場順に記す。結番相手の歌人名の下の( )内には、当該の結番相手の歌の位置を登場順に示す。歌人名に付した傍線や結番に付した★◆等の記号は、私意に拠る。  
 (10) 楠橋開『三百六十番歌合差し替え考——天理図書館蔵本の具備する目録をめぐって——』。以下、楠橋氏の論については、主にこの論文に拠る。  
 (11) 大野順子『三百六十番歌合』について——撰者再考——』。以下、大野氏の論については、この論文に拠る。  
 (12) 当該歌は実際には、文治六年『女御入内屏風和歌』における藤原定家の作である。拾遺愚草・中・一七八九(藤原定家全歌集『歌番号』・詞書)四月 賀茂下御社神館辺、葵付けたる人、参るところ。  
 (13) 通親・小侍従・定家各作者の目録に付された数取りの点は、当該の夏部五番左歌を通親作ではなく定家の歌と認識して付されていると推測される。  
 (14) 本書目録における作者の並びは、俗人男性・僧侶・出家者・女性の四群をこの順に配し、各群の中では上位者から下位者へと序列化されている。各番における左右の配置は目録における作者の序列に従い、より前に位置する(上位の)作者を左方に、後に位置する(下位の)作者を右方に置くのが、結番の原則である。この原則に従うと、夏部十四番の左方が忠良、右方が小侍従になるはずである。  
 (15) 撰者が自身の名を明示せずに、例えば『時代不同歌合』が後鳥羽院詠を「愚詠」とするの類似した形で、作者表記を行なっていた可能性も存在するかもしれない。

- (16) 建仁元年三月二十九日新宮撰歌合・十五番石・題「松下晚涼」。  
 (17) 近年の研究成果として、『後鳥羽院の『千五百番歌合』百首歌について——同時代歌人からの影響を中心に——』(『岡大國文論稿』第三十八号 二〇一〇年三月)をはじめとする渡辺健氏の一連の論考がある。  
 (18) 新古今集・春下・一四七。『後京極殿御自歌合』三十六番相撲立詩歌にも自選し、後に『定家八代抄』にも収められた。  
 (19) 後鳥羽院の正治初度百首歌の改作の経緯については、山崎桂子『正治百首の研究』(勉誠出版 二〇〇〇年二月)参照。大野氏はこの問題についても、後鳥羽院撰者説の論拠の一つとして検討を加えているが、改作後の詠と考えられる一首が本歌合に取られている一方で、改作前、改作後両様の本文が歌合内に混在している事実は、むしろ後鳥羽院撰者説を妨げる材料になり得ると考える。書写段階における他資料との接触による本文改変の可能性についても考慮されるべきであろう。  
 (20) 渡辺健『後鳥羽院の『千五百番歌合』秋・秋三判歌について——同時代歌人からの表現撰取——』(『和歌文学研究』第四百号 二〇一二年六月)参照。  
 (21) 『新古今集』の撰者名注記については、後藤重郎『新古今和歌集研究』(風間書房 二〇〇四年二月)に拠る。  
 (22) 久保田淳『興福寺別当大僧正雅縁——『正治初度百首』の中納言得業信広との関わりにおいて——』(久保田『中世和歌史の研究』(明治書院 一九九三年六月)所収、初出は一九八八年)。  
 (23) 有吉保『建仁期の新資料』(有吉『新古今和歌集の研究 続篇』(笠間書院 一九九六年三月)所収、初出は一九七一年)、久保田淳『後鳥羽院歌壇の形成』(二)『久保田・藤原定家とその時代』(岩波書店 一九九四年一月)所収、初出は一九七七年)、藤平泉『建仁元年二月八日十首和歌会について——藤原秀能の登場——』(『古典論叢』第十五号 一九八五年六月)。  
 (24) 通親は範子を妻に迎えた上で、その連れ子の子を養女として後宮に入れ、後鳥羽から在子所生の為仁親王(土御門天皇、通親の外孫に当る)への讓位を画策したという。参考、橋本義彦『源通親』(人物叢書、吉川弘文館 一九九二年十月)。  
 (25) 允成の詠歌に関する事蹟としては、承安二年(一一七二)三月十九日に藤原清輔が白河宝莊嚴院で行なった尚齒会に垣下として参加し、歌を一首詠んでいるこ

とと、正治二年の『石清水若宮歌合』に「小比叡社祝充成」として出詠していることが知られるくらいである。

- (26) 樋口芳麻呂平安・鎌倉時代秀歌撰の研究」(ひたく書房 一九八三年二月)参照。
- (27) 松野陽一「治承三十六人歌合考——六条家系撰歌——」(松野・鳥帯 千載集時代和歌の研究) (風間書房 一九九五年十一月)所収、初出は一九七八年。
- (28) 松野陽一「治承三十六人歌合考——六条家系撰歌——」、楠橋開「覚盛法師とその周辺」参照。「和歌色葉」「八雲御抄」「代集」に覚盛の撰として書名が見える『卅六人十八番』が「治承三十六人歌合」に相当すると考えられている。
- (29) 『玄玉集』の入集歌数上位歌人は以下の通り。俊成(55首)、良経(42首)、西行(39首) 定家(32首)、慈円・寂蓮・俊恵(31首)、家隆・公衡(22首)、隆信(21首)、兼実(17首)、崇徳院(16首)、顕昭(15首)、実定・隆寛(14首)、寂然(11首)、清輔(10首)、性我・宗円・殷富門院大輔(9首)、師光・実家(8首)、実房・頼政・覚範・道因(7首)、教長・静賢・範玄(6首)、季能・仲綱・寂念・登蓮・式子内親王・丹後(5首)。松野陽一氏の調査に拠り、『三百六十番歌合』作者に傍線を付す。
- (30) 『三百六十番歌合』雑部の主題ごとの編成は、概ね以下のようになっている。賀(一番)五番、海辺(六番)七番、山路(八番)、離別(九番)、羈旅(十番)十八番、恋(十九番)四十八番、雑(四十九番)七十二番。
- (31) 『新編国歌大観』第二卷「玄玉和歌集」解題(松野陽一執筆)参照。
- (32) 山田昭全「上覚・千覚と玄玉集の撰者」(『国文学踏査』第七号 一九六三年三月)が上覚撰者説、島津忠夫「俊恵法師をめぐって——その和歌史的考察——」(『国語国文』一九五三年十二月号)が隆寛撰者説を提唱する。
- (33) 夫和歌者起自八雲之古風、伝為吾朝之習俗、用之郡国、用之郷人、諷諭之道莫先於此、爰代代歌仙奉詔命而撰集之、家家好事称打聞而編次之、而身既為桑門之叢、品詞雖泥花之藻、只愁擬近代綺靡之句、式為下愚素閑之玩、千余首成部類十有二、連卷軸、号曰玄玉和歌集而已(玄玉集序文)。
- (34) 『十題百首』の十の部立は、以下の通り。天部・地部・居処・草・木・鳥・獸・虫・神祇・釈教。
- (35) 参考 谷知子「藤原良経・定家の五行の歌について」(『フェリス女学院大学文学部紀要』第二十九号 一九九四年三月)。
- (36) 『治承二年右大臣家百首』から本歌合には確認できる限りで計二十四首、『文治六

年女御入内屏風歌』からは計十三首が選人されている。

- (37) 村尾誠一「後鳥羽院正治初度百首と勅撰和歌集への意志——『正治和字奏状』の再検討を発端に——」(村尾「中世和歌史論 新古今和歌集以後」(青簡舎 二〇〇九年十一月)所収、初出は二〇〇八年)参照。
- (38) 正治元年八月十一日に良経主催の詩歌会が開催されたのを皮切に、同年十二月二日「兼実家詩歌会」、同年十二月七日「良経家作文会」、同年冬「良経家冬十首歌合」、正治二年二月九日「良経家詩歌会」、同年二月二十五日「良経家和歌会」、同年閏二月一日「良経家十題」二十番撰歌合等が相繼いで開催されている。
- (39) 浅見和彦「念仏往生伝」から隆寛、そして慈円へ——『東国文学史稿(四)——』(『文学』隔月刊第五卷第四号 二〇〇四年七月、後に浅見「東国文学史序説」(岩波書店 二〇一二年三月)所収)参照。
- (40) 日置孝彦「隆寛浄土教の東国伝播」(『金沢文庫研究』第二十三卷第三号 一九七七年六月)の推論に拠る。
- (41) 楠橋開「覚盛法師とその周辺」。
- (42) 久保田淳「頼朝と和歌」(久保田「藤原定家とその時代」所収、初出は一九八八年)。
- (43) 『無名抄』の本文・見出しについては、大曾根章介・久保田淳編「鴨長明全集」(貴重本刊行会 二〇〇〇年五月)に拠る。
- (44) 「廿二日、天晴、(中略)入」夜覚盛歌仙来、示「病由」不「相逢」(『明月記』正治二年七月二十二日条)。
- (45) 範光の歌は、『玄玉集』『言葉集』の現存部分には採られていない。正治期以前の歌歴としては、建久五年八月十一日「中宮任子和歌会」への参加が知られる。
- (46) 歌の差し替えや改作の問題を考慮しないのであれば、単純に計算して、『御室五十首』の総歌数は作者十七名で計八百五十首、『正治初度百首』の総歌数は作者二十三名で計二千三百首になる。
- (47) 拙論『三百六十番歌合』について参照。
- (48) 伊経の書写活動や九条家との関わりについては、多賀宗集「世尊寺家書道と尊円流の成立」(多賀「論集 中世文化史」上(法蔵館 一九八五年九月)所収、初出は一九四一年)、宮崎肇「中世書流の成立——世尊寺家と世尊寺流——」(鎌倉遺文研究会編「鎌倉期社会と史料論」東京堂出版 二〇〇二年五月)参照。